

藤岡市農業委員会
令和2年第3回
定例会議事録

令和2年3月5日招集

令和2年藤岡市農業委員会第3回定例会議事録

令和2年3月5日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和2年藤岡市農業委員会第3回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第15号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第20号 農用地利用配分計画（案）について
議案第21号 下限面積（別段の面積）の設定について
報告第5号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第6号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 折茂 高弘 | 2 番 | 堀米 幸子 | 3 番 | 関根 隆雄 | 4 番 | 福田 俊太郎 |
| 6 番 | 浦部 隆 | 7 番 | 生方 康正 | 8 番 | 平井 正子 | 9 番 | 中村 勉 |
| 10 番 | 岩下 次夫 | 11 番 | 秋山 幸夫 | 12 番 | 浅見 健司 | 13 番 | 黒澤 義雄 |
| 14 番 | 高田 孝雄 | | | | | | |

[欠席農業委員]（なし）

[出席農地利用最適化推進委員]

- | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 根岸 孝幸 | 2 番 | 布施 敏彦 | 3 番 | 渡邊 義晴 | 4 番 | 青柳 章 |
| 5 番 | 廣瀬 勉 | 6 番 | 梶山 清 | 7 番 | 牧野 文典 | 8 番 | 木村 正徳 |

[事務局]

- | | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 係 長 | 梅澤 秀夫 | 主 任 | 八木 眸美 |
| 主 事 | 松本 峻 | | |

（開 会 13時30分）

事務局次長 ただ今より令和2年第3回定例会を進行させていただきます。
はじめに、2月14日に村島光一委員がご逝去されたことによりまして、
本日の定例会より委員総数が14名から13名になりますのでよろしくお願

いたします。

次に議案書の訂正をお願いいたします。議案書の5ページになりますが、議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号8番は3月4日付で申請者から取り下げがありましたので、議案書より削除をお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。
(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございました。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和2年第3回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。1番折茂委員、2番堀米委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第15号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 議案第15号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第15号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第15号整理番号1番については申請のとおり決定します。

続きまして、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第17号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時43分 休憩)

(14時42分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。
それでは、議案第 16 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 16 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、下戸塚の N さんが、経営の安定を図るため、下戸塚の農地 1 筆、1,051 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 20 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 16 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 16 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 16 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして 2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 16 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番から 4 番の 3 件です。

整理番号 2 番は、下栗須の S さんが、新規就農するため、中大塚の農地 2 筆、1,515 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 20 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号 3 番は、同じく下栗須の S さんが、新規就農するため、下大塚の農地 2 筆、1,948 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 21 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号 4 番は、白石の A さんが、経営規模の拡大を図るため、白石の農地 1 筆、555 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内

容等に特に問題はないと判断し、また議案書 21 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 16 号整理番号 2 番から 4 番について 2 班の班長さんより報告がありました。始めに整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 16 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 16 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 16 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 16 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 16 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 16 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、議案第 17 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 17 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、下戸塚の M さんが、下栗須の農地を直売所及び露天駐車場用地として転用するもので、面積は 395 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断

し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 17 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 17 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 17 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 18 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 18 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 6 番の 6 件です。

整理番号 1 番は、市外の法人が、上戸塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,265 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、土地改良区の意見書がないため、土地改良区と申請人に確認したうえでの条件付きの許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市外の法人が、森新田の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 630 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、同じく市外の法人が、森新田の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 687 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市外の法人が、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 945 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、同じく市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 871 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、市外の法人が、保美濃山の農地を売買で取得し、太陽

光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 14 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 18 号整理番号 1 番から 6 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 折茂委員どうぞ。

折茂委員 水利組合の意見を付けるということは、土地改良区の場所ですか。

議長 そうではなくて、申請者が土地改良区に照会しているのか否か確認が取れていないので、確認を取ることです。

議長 福田委員どうぞ。

福田委員 土地改良区の意見書は出されない場合もあり、出されても「意見無し」と記載されていることが多いのですが、下審査において、念のため土地改良区に問題ないですねと確認をしてから、許可した方が良いということになりました。

議長 他に意見はありますか。
(異議なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第 18 号整理番号 1 番について、土地改良区の確認を取ることを条件に許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 18 号整理番号 1 番は土地改良区の確認を取ることを条件に許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 18 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 18 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 18 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 18 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 18 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 18 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 18 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 18 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 18 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 18 号整理番号 6 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 18 号農地法第 5 条の規定による許可申請につ

いて、2班で付託を受けたのは整理番号7番と9番から11番の4件です。

整理番号7番は、市外のKさんが、藤岡の農地を使用貸借で借り受け、一般住宅用地として転用するもので、面積は515㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号9番は、市内の法人が、上大塚の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は470㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号10番は、市外のHさんが、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,447㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号11番は、市外のYさんが、上日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,618㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第18号整理番号7番と9番から11番について2班の班長さんより報告がありましたが、始めに整理番号7番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第18号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第18号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号9番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第18号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第18号整理番号9番は許可と決定します。次に整理番号10番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 18 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 18 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 18 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 18 号整理番号 11 番は許可と決定します。続きまして、議案第 19 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 19 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 19 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 19 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 20 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 20 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 確認ですが、2 番から 8 番の借人は、今回から正式に中間管理機構を利用するということですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 申請は、新規で借りるということで提出されています。

浅見委員 借人は、一人で農業を行っており、現在耕作している農地も近所から苦情が出ている。それなのに新規でこんなに借りて、きちんと耕作できるのか心配している。

議長 事務局より説明願います。

事務局 事務局で確認の上、農林課に報告したいと思います。

議長 他に何かありますか。
(意見なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第 20 号農用地利用配分計画(案)について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 20 号農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 21 号下限面積(別段の面積)の設定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 下限面積とは、農地法第 3 条の許可を得るための一つの要件になっており、この要件を欠くと農地の売買や貸し借りをすることができません。
下限面積は、農地の取得後において原則として北海道 2 ヘクタール以上、都府県 50 アール以上となることが農地法で規定されていますが、平成 21 年 12 月の改正農地法により地域の実情に応じて農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い市町村の区域内の全部又は一部において、この面積の範囲内で別段の面積を定めることができるようになりました。
藤岡市では平成 23 年 7 月から美九里地区の高山の区域、日野地区、鬼石地区の区域に別段の面積 20 アールを設定し、それ以外の全地区については別段の面積 30 アールを設定しています。

この下限面積は、毎年設定・修正を検討することとされており、定例会で決定のうえホームページ等で公表しています。今回、各地域で特段の変化もなく特に支障もないことから、次年度につきましても変更を行わないものとするもので、ご審議をお願いします。

議長 　　ただ今、議案第 21 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

議長 　　折茂委員どうぞ。

折茂委員 　　30 アール未満の農地を血縁関係のある人に贈与したいという相談を受けたことがあります。

しかし、贈与を受ける人が農地を持っていない場合、30 アール未満では贈与を受けることができないということになっています。

贈与や相続の場合は、特例で何か設けることはできないのでしょうか。

議長 　　事務局より説明願います。

事務局 　　相続については、下限面積は一切関係なく自由にできます。贈与の場合は、この下限面積が関係してきますし、3,000 m²をクリアできるかがポイントになり特例はありません。

ただ、そういったご相談があった場合は、事務局にご一報頂ければご相談に乗りたいと思います。

例外として、施設園芸のハウスなどの集約された農業の場合は、農地法の規定により下限面積を考慮することなく 1,000 m²でも許可は可能です。

議長 　　他にご意見はありますか。
（意見なし）

議長 　　他に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号下限面積（別段の面積）の設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
（挙手全員）

議長 　　挙手全員でございますので、議案第 21 号下限面積（別段の面積）の設定については原案のとおり決定します。
続きまして、報告第 5 号・6 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、報告第 5 号・6 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和 2 年第 3 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 15時17分)